

ご存知ですか？
職場における**労働衛生基準**が
変わりました

必要なトイレの
数は？

作業する時の
手元の
明るさは？



室内の
温度は？





発汗作業に関する措置について

【安衛則第617条関係】

多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるための塩及び飲料水を備える必要があります。この場合の「塩」は、塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水に含まれる塩分も該当することを明示しました。

【参考】 JIS Z 9110:2010 照明基準総則

出典：日本工業標準調査会 JIS Z 9110:2010 表 9 - 事務所（一部掲載）

領域、作業又は活動の種類	$\bar{E}_m(lx)^*$	注記	
作業	設計、製図	750	
	キーボード操作、計算	500	VDT 作業については 4.8 を参照。
執務空間	設計室、製図室	750	
	事務室	750	VDT 作業については 4.8 を参照。
	役員室	750	
	診察室	500	
	印刷室	500	
	電子計算機室	500	VDT 作業については 4.8 を参照。
	調理室	500	
	集中監視室、制御室	500	1) 制御盤は多くの場合鉛直。 2) 調光が望ましい。 3) VDT 作業については 4.8 を参照。
	守衛室	500	
	受付	300	
共用空間	会議室、集会室	500	照明制御を可能とする。
	応接室	500	

※維持照度：ある面の平均照度を使用期間中に下回らないように維持すべき値。

Q&A

照度について

Q-1：情報機器作業を行う際、作業面で 300 ルクスを維持しようとすると、照明の光が画面に反射して視界に入り、まぶしすぎるが、どのように対応すればよいか。

A-1：採光や照明の種類や角度により、まぶしさを感じる場合がありますので、事業者は、労働者が照度にかかわらず、まぶしさを感じないようにすることが必要です。情報機器を利用する際に、まぶしさを生じさせない方法については、令和元年7月 12 日付け基発 0712 第3号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の「4 作業環境管理」に記載がありますので、事業場における対策の参考にしてください。



便所について

Q-2：今回の改正は女性用便所の男女共用便所への改修を推進するものなのか。

A-2：作業場に設置する便所は、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設けることが原則であることは従前から変わりません。その上で、今回の改正では、小規模な作業場では、建物の構造や配管の敷設状況から、男女別の便所を設けることが困難な場合もあることから、同時に就業する労働者が常時 10 人以内である場合は、独立個室型の便所を設置した場合に限り、例外的に男女別による設置は要しないものとしています。ただし、同時に就業する労働者の数が常時 10 人以内である場合においても、可能な限り便所は男性用と女性用に区別して設置することが望ましいことは言うまでもありません。なお、同時に就業する労働者が常時 10 人を超える場合は、従前どおり男性用と女性用に区別した便所を設置することが義務付けられています。

●その他の Q&A はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000860575.pdf>



ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労働基準 所在案内 検索